

高齢者等の見守りに関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会多摩中央支部（以下「乙」という。）は、小平市における子どもから高齢者（以下「高齢者等」という。）の見守りに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、乙の業務活動を行う際に、高齢者等の見守り及び見守りに付随した活動支援等を行うこと等を定めるものとする。

（取組内容）

第2条 本協定における、甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

1 甲の役割

甲は、乙の取組が円滑に実施できるよう支援する。

2 乙の役割

乙は、各地域の事業所等に対して本協定の趣旨の周知を図るとともに、以下の高齢者への見守り等の取組が円滑に行われるよう奨励する。

（1）高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施

乙は、日常業務において利用者等の異変を察知したときは、その情報を甲に通報するものとする。

甲は、乙から情報を受けたときは、市の機関、地域包括支援センター等の協力を得て必要な対応をとるものとする。ただし、高齢者等の安全確保の上で必要と判断した場合は、直接警察署、消防署等関係機関に直接通報するものとする。

（2）認知症の方や家族を支える地域づくりへの協力

乙は、「認知症サポーター養成研修」の受講等により、認知症に関する正しい知識の習得に努めるとともに、認知症の方や家族が困っている場合に可能な範囲で支援する。

（3）高齢者等の消費者被害の防止

乙は、日常業務において高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、消費相談室等関係機関に状況を報告するなど、消費者被害の防止に努める。

（4）その他地域活動支援等

乙は、介護予防、高齢者虐待防止、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者の早期発見等、甲の高齢者施策や地域活動支援に対し、可能な範囲で協力すること。

（活動の対象とする地域）

第3条 この協定による活動の対象となる地域は、小平市内で乙が日常的に業務を行う地域とする。

(情報の利用)

第4条 乙から提供された情報は、甲及び地域包括支援センターが高齢者等に対して必要な支援を行うために利用するものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、高齢者等見守りにおいて、個人情報等知り得た情報を第三者に漏えいしないようにするものとする。この協定を解除した後においても、同様とする。

(免責事項)

第6条 乙は、第2条の活動について、甲から責任を問われることはないものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、締結した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、甲乙から終了の意思表示がなければ更に1年間更新するものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月1日

甲 所在地 東京都小平市小川町二丁目1333番地
名称 小平市
代表者 小平市長 小林 正則



乙 所在地 東京都小平市上水南町二丁目21番9号
名称 東京都行政書士会多摩中央支部
代表者 支部長 小網 淳一

